文部科学大臣 殿

誓約書

私は、入国に際し、水際対策強化に係る新たな措置(19)実施要領に基づく、水際対策強化に係る新たな措置(19)誓約事項(入国者用)を確認し、その内容を理解し、誓約内容を遵守することを誓約いたします。

また、下記の事項を理解し、承諾いたします。

- ・誓約違反が疑われる行為が確認された場合には、受入責任者から業所管省庁に対して、更に外国人 の場合は出入国在留管理庁など関係当局に対して、当該行為に関する情報(個人情報を含む。)が提 供され得ること。
- ・誓約違反が認められた場合(不実の記載があった場合も含む。)に、業所管省庁又は受入責任者から 是正の指導が行われた場合は、これに従うこと。誓約違反が改善されない場合、業所管省庁から特 定行動等の緩和措置を停止する旨の連絡があったときは、これに従い、自宅等待機を行うこと。
- ・誓約に違反した場合(不実の記載があった場合も含む。)業所管省庁又は受入責任者により氏名(外国人の場合は氏名及び国籍)や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ること。
- ・外国人の場合は、上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ること。
- ・水際対策強化に係る新たな措置(19)誓約事項(入国者用)の誓約内容ス及びセの項目に記載の アプリにより、位置情報及び画像や音声など本人確認に必要な情報が収集され得ること、また、当 該情報が厚生労働省・業所管省庁・受入責任者や、加えて外国人の場合は出入国在留管理庁など関 係当局に提供され得ること。

記入日	5	年	月	日
氏名	:			